

令和元年5月10日  
海事局船員政策課  
海技課

## 漁船員の資格証明に係る条約、改正へ前進 ～IMO 第6回人的因子訓練当直小委員会の結果概要～

2019年4月29日から5月3日にかけて、英国ロンドン国際海事機関(IMO)本部にて、第6回人的因子訓練当直小委員会(HTW6)<sup>(※1)</sup>が開催されました。

主な審議結果は以下のとおりです

**【主な審議結果】** なお、詳細につきましては別紙をご参照下さい。

1. 漁船員に関する資格等を定めたSTCW-F条約<sup>(※2)</sup>の包括的見直しに関する議論がなされました。我が国が提案した文書をたたき台として審議され、見直し作業が進捗しました。見直しが終わっていない部分については、次回HTW 7(2020年6月予定)に向け、引き続き中間会合及び会期間通信作業部会<sup>(※3)</sup>にて審議されます。
2. 商船員に関する資格等を定めたSTCW条約<sup>(※4)</sup>の包括的見直しに関する議論が始められることになりました。
3. 船員の電子資格証明書等の導入に関する議論がスタートしました。
4. STCW条約<sup>(※4)</sup>に関する新規及び改正IMOモデルコース案の検証が行われました。
5. 機関士の能力要件に係る高電圧の定義が明確化されました。

(※1)人的因子訓練当直小委員会(HTW)は、海上の安全全般に影響のある事項を審議し、関連する国際条約の採択、各国への通報等を実施する海上安全委員会(MSC)のもとにある、船員の訓練・資格証明・当直の基準及びガイドライン等について議論する小委員会です。

(※2)STCW-F条約は、漁船員に求められる最小限の国際基準として、教育訓練や資格証明の要件等を定めることで、漁船員の質の向上を図るとともに漁船員の安全を確保、ひいては海上の人命安全、海洋環境保護等が促進されることを目的とする国際条約です。(発効は2012年。我が国は未批准。)

(※3)各国担当者により電子メールで行われる作業グループ

(※4)STCW条約は、船員に求められる最小限の国際基準として、教育訓練や資格証明の要件等を定めることで、船員の質の向上を図るとともに船員の安全を確保、ひいては海上の人命安全、海洋環境保護等が促進されることを目的とする国際条約です。(発効は1984年。船舶職員及び小型船舶操縦者法等において、我が国は国内法化している。)



【問い合わせ先】 TEL：03-5253-8111（代表）

海事局船員政策課 伊崎（内線 45-103）、松島（内線 45-135）

TEL：03-5253-8651（直通） FAX：03-5253-1643

海技課 長谷川（内線 45-336）

TEL：03-5253-8649（直通） FAX：03-5253-1646